－今号の目次－

◆ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その2）（厚生労働省） 2

◆ 新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（一部追加）（内閣府等） 2

◆ 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨並びに台風第19号にかかる保育三団体被災地支援募金事業の報告 4

|  |
| --- |
| **〈注意喚起〉本会になりすましたメールにご注意ください**    令和2年4月14日（火）、全国保育協議会を装った「迷惑メール」の不正配信が確認されました。  「迷惑メール」は、何者かが全国保育協議会になりすまして、インターネットサービスのサーバーメンテナンス作業の実施を要求する内容となっています。現在、全国保育協議会では、そのようなメールは発信していません。「迷惑メール」を受信された際は、ウィルス感染や不正アクセスなどの危険がありますので、添付ファイルを開いたり、メール本文中のURLのクリックを行わず、メールごと削除していただくようお願いいたします。    本件につきまして何かお気づきの点などございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡いただきたくお願い申しあげます。    【お問い合わせ先】  全国社会福祉協議会 児童福祉部  全国保育協議会事務局　[zenhokyo@shakyo.or.jp](mailto:zenhokyo@shakyo.or.jp) |

**◆****新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その2）**

**（厚生労働省）**

令和2年4月14日、厚生労働省は都道府県・指定都市・中核市社会福祉法人担当課宛に標記事務連絡を発出しました。

法令上、6月末までに作成し所轄庁に提出が必要な以下の書類について、職員の出勤抑制等により、現にやむを得ず作業に支障が生じている場合は、支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行することとされています。

具体的には、以下について、所轄庁に対し、指導監査や届出等の時期を柔軟に対応するよう要請されています。

　（1）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及び附属明細書の作成

　（2）財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書の作成

　（3）上記（1）、（2）及び監査報告の所轄庁への提出

　（4）社会福祉充実計画

内容の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 社会福祉・雇用・労働に関する情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html>

**◆「新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（一部追加）（内閣府等）**

令和2年4月14日、内閣府等は都道府県・指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛に標記事務連絡を発出しました。追加された項目の一部を下記に抜粋します。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）  新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の  「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについてFAQ  No.4-2　利用者負担  （問）  登園自粛要請等により施設を利用できない場合においても保育に関する給付が支給されることから、育児休業給付金の支給と重複する場合があります。この場合、併給調整がなされるのでしょうか。  （答）  両給付間において、併給調整は行いません。  No.7-2　利用者負担額（上乗せ徴収）  （問）  特定教育・保育施設の上乗せ徴収（特定保育料）については、幼児教育・保育の無償化後も徴収が行われていますが、特定保育料は保護者に返還する必要がありますか。  （答）  特定教育・保育施設における上乗せ徴収（特定保育料）の取扱については、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業等期間中の徴収の取扱については保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくよう御願いします。  なお、一般論としては、臨時休業等期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、特定保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要となる費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業等中の特定保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。  No.7-3　利用者負担額（給食費・通園送迎費等）  （問）  今般の新型コロナウイルス感染症対策の観点から臨時休業等を行う場合、臨時休業等期間中における保育料以外の徴収金（給食費・通園送迎費等）の取扱いはどのように考えたらよいでしょうか。  （答）  給食費・通園送迎費等といった、保育料以外の徴収金については、当該徴収金に対応した物品の購入や役務の提供等に係る費用の発生状況を踏まえつつ、臨時休業等に伴い当該費用が縮減される場合には、徴収額の減額等を行うことが考えられます。例えば、給食費について、臨時休業等が長期にわたる場合等で、給食に係る食材の調達量や配食計画の見直し等により費用が縮減できた場合には、徴収額の減額等を行い保護者の負担軽減を図ることが考えられます。  参考：「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ（2020年3月5日版）」のNo.12-14  No.10-2　公定価格  （問）  新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休園等により、加減調整・乗除調整部分の要件に当てはまる状態となった場合の加減調整・乗除調整部分の取扱いはどのようになるのでしょうか。  （答）  新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の、加減調整・乗除調整の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づいて適用を判断します。  したがって、例えば、  ・本来土曜保育を行う保育所が新型コロナウイルス感染症の対応のため土曜日に閉所する場合、「土曜日に閉所する場合」の減額調整においては当該土曜日について開所しているものとして取り扱う  ・発熱等により出勤できない職員の業務を施設長が代わりに行っている場合、「施設長が配置されている場合」の減額調整においては専従として取り扱う  ことになります。  No.10-3　公定価格  （問）  令和2年4月以降、臨時休園等の期間中の施設型給付費等の取扱いに変更はあるのでしょうか。  （答）  令和2年4月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設型給付費等については、通常どおり支給します。  また、各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについても同様に、臨時休園等により各種加算の要件を満たせない場合等であっても通常通り支給します。 |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「44」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨並びに台風第19号にかかる保育三団体被災地支援募金事業の報告**

令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨並びに台風第19号による被災地を支援する募金事業にご協力いただき、ありがとうございました。会員の皆さまから多くの篤志をお寄せいただきましたことに、厚くお礼申しあげます。

今般、募金募集期間の終了を受け、保育三団体協議会で確認した基準をもとに、被害にあった会員保育所等の建物の修繕等への助成および見舞、または被災地の保育活動の再構築や被害にあった子育て家庭の支援に資するための保育組織活動にお役立ていただくため、下記のとおり送金いたしましたことをご報告いたします。（会報「ぜんほきょう」5月号に報告記事を掲載いたしますので、併せてご確認いただきますようお願い申しあげます。）

皆さまのご協力に感謝申しあげます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **No.** | **送金組織名** | **送金額（円）** |
| 1 | 岩手県社協・保育協議会 | 323,715 |
| 2 | 宮城県保育協議会 | 4,208,295 |
| 3 | 福島県保育協議会 | 4,208,295 |
| 4 | 茨城県保育協議会 | 1,942,290 |
| 5 | 栃木県保育協議会 | 1,294,860 |
| 6 | 埼玉県保育協議会 | 2,210,587 |
| 7 | 千葉県保育協議会 | 17,013,590 |
| 8 | 千葉市保育協議会 | 4,782,730 |
| 9 | 東京都社協保育部会 | 647,430 |
| 10 | 神奈川県保育会 | 536,595 |
| 11 | 横浜市社協保育福祉部会 | 3,560,865 |
| 12 | 川崎市社会福祉協議会 施設部会 保育協議会 | 3,237,150 |
| 13 | 山梨県保育協議会 | 323,715 |
| 14 | 長野県保育連盟 | 1,618,575 |
| 15 | 愛知県社協保育部会 | 323,715 |
| 16 | 大阪府社会福祉協議会　保育部会 | 268,298 |
| 17 | 佐賀県保育会 | 804,893 |
| **合計** | | **47,305,598** |

　　　※各地域における保育三団体を代表して保育協議会組織に送金手続きを行っております。